

希望出展社のみ

最終締め切り / 2017年8月25日 (金)

提出先 : sales@tiffcom.jp

出展社名		小間番号	
担当部署		担当者名	
TEL		E-mail	

※小間番号は8月末発表予定です。発表後のお申込み時にはご記入をお願いいたします。

■マーケットスクリーニング申込み

- ・ スクリーングループのご利用は有料・事前申込制です。
- ・ 締切後の空き状況によって追加申込の受付を行う場合があります。
- ・ 上映開始時間は前後する可能性があります。
- ・ ご希望に添えない場合もありますので予めご了承下さい。

下記のとおり、マーケットスクリーニングを申込みます。

作品名 (日本語)				
作品名 (英語)				
上映時間	分	上映素材	DVD ・ Blu-ray ・ DCP	
作品種別	映画 ・ TV番組 ・ その他 ()			
クローズ上映	希望しない ・ 希望する (下記「条件」にもご記入ください)			
	条件	(例、バイヤーのみ対象、プレス以外が対象、招待制、など。具体的にご記入ください。)		
上映希望日時	サンシャインシティ スクリーングループ ①～③			
	09:45～20:00 (最終日は 09:45～ 17:15)	第1希望 :	10月 日 () : ~ :	
		第2希望 :	10月 日 () : ~ :	
		第3希望 :	10月 日 () : ~ :	
		第4希望 :	10月 日 () : ~ :	
	①【9:45-11:45】 ②【12:30-14:30】 ③【15:15-17:15】 ④【18:00-20:00】 ※最終日の26日は①～③のみの上映となります。			
	池袋HUMAXシネマズ シネマ6			
	10:00～20:15 (最終日は 10:00～ 17:30)	第1希望 :	10月 日 () : ~ :	
		第2希望 :	10月 日 () : ~ :	
		第3希望 :	10月 日 () : ~ :	
第4希望 :		10月 日 () : ~ :		
①【10:00-12:00】 ②【12:45-14:45】 ③【15:30-17:30】 ④【18:15-20:15】 ※最終日の26日は①～③のみの上映となります。				
利用料金(税込)	スクリーングループ①	¥31,000× () 時間 = 合計	¥	
	スクリーングループ②	¥31,000× () 時間 = 合計	¥	
	スクリーングループ③	¥31,000× () 時間 = 合計	¥	
	池袋HUMAXシネマズ内	¥31,000× () 時間 = 合計	¥	
			総合計 ¥	

スクリーングループ会場	座席	メディア	備考
サンシャインシティ	スクリーングループ①	DVD / Blu-ray	150インチスクリーン (持ち込み機材、PCによる外部接続はご相談)
	スクリーングループ②		
	スクリーングループ③		
池袋HUMAXシネマズ	シネマ6	DCP / Blu-ray	既存スクリーン使用 音響 : デジタル7.1ch

※提出期限を厳守してください。また、担当者の方は必ず「控え」を保管するようにお願いいたします。

お問い合わせ・提出先

Japan Content Showcase 事務局

〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1東劇ビル15階

【TEL】 03-6226-3020 / 【E-mail】 sales@tiffcom.jp

JAPAN CONTENT SHOWCASE 2017



Japan Content Showcase 2017 マーケットスクリーニング 条件書

お申込み

1. マーケットスクリーニング（以下「スクリーニング」）を希望する出展者は、JCS事務局（以下「事務局」）発行の「マーケットスクリーニング申込書」に必要事項を記入し、所定のしめきりまでに事務局までメール送付にてお申込みください。
2. 主催者が、確保したスクリーニング枠を出展者にメールにて通知した時点で、スクリーニングの予約が成立するものとします。
3. スクリーニング予約は、スクリーニング 1 枠を 1 件の申込みとみなします。

マーケットスクリーニング料の請求と支払い

- ・スクリーニングの予約成立後、主催者よりスクリーニング料の請求書を発行します。指定の期日までにお支払いください。なお、支払いに関する振込手数料等、送金に関する費用は全額出展者の負担とします。
- ・指定の期日までにスクリーニング料全額をお支払いいただけない場合、主催者は出展者がスクリーニング予約を解約したものとみなします。その場合も下記の条件に従って解約料が発生するものとします。

予約の解約

- ・予約成立後は、出展者によるスクリーニング予約の解約は原則として認められないものとします。
- ・やむを得ない理由によりスクリーニング予約を解約する場合は、主催者に対してその理由などを明記した書状またはEメールによる解約通知を送付するものとします。
- ・主催者がスクリーニング予約の解約を認める場合は、出展者が解約を申し出た日から展示会開催初日までの期間に応じた下記の解約料を主催者が定めた日までに主催者に支払うことを条件として、スクリーニング予約を解約できるものとします。
- ・指定の期日までにスクリーニング素材をご提出いただけない場合も、主催者は出展者がスクリーニング予約を解約したものとみなします。その場合も下記の条件に従って解約料が発生するものとします。

解約料

スクリーニング予約の解約に際しては、解約時点のスクリーニング料支払いの有無にかかわらず、以下の解約料が発生します。

1. 解約のお申し出日あるいは解約したものとみなされた日が、2017年9月8日までの場合、スクリーニング料の50%
2. 解約のお申し出日あるいは解約したものとみなされた日が、2017年9月9日以降の場合、スクリーニング料の100%

- ・出展者が解約通知を行った時点あるいは解約したものとみなされた時点で、すでに主催者に対してスクリーニング料の支払いを行っている場合は、解約料は当該支払い済みのスクリーニング料から充当されるものとし、充当後、残金がある場合は主催者の定めた方法及び期日に従い主催者から出展者に返金されるものとします。